豊橋市路線バス事業者感染症対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則(平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊橋市路線バス事業者感染症対策助成金(以下「助成金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大に伴い、 車内等の定員等に配慮した運行を行うなど、市民生活を支える重要な社会基盤とし て運行を継続している市内の路線バス事業者に対して助成金を交付することにより、 市内の路線バスの運行を維持することで、もって本市の公共交通ネットワークの維 持を図ることを目的とする。

(助成対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象事業者」という。)は、道路 運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送 事業を行うものであって、市の区域内を運行するバス路線(「地域生活」バス・タ クシーの路線を除く。)を有する路線バス事業者とする。

(暴力団等の排除)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれ かに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定をしないことができる。
 - (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
 - (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体 (助成金の額)
- 第5条 助成金の額は、運行を行うために必要な経費(ただし人件費は除く)に、第3条に定める助成対象事業者の、令和元年度と比べた収益の減少割合及び全系統数のうち市内系統に占める割合を乗じて得た額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による助成金の交付の申請は、豊橋市路線バス事業

者感染症対策助成金交付申請書(様式第1)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該年度の11月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 運行を行うために必要な経費が分かる資料
- (2) 路線バスの系統が分かる資料
- (3) 収益の令和元年度比の減少割合が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 規則第5条第2項の規定による助成金の交付の決定は、豊橋市路線バス事業 者感染症対策助成金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(助成金の交付)

- 第8条 助成対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該年度の12月 末日までに請求書を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けた後に、当該助成対象事業者に対し、助成金 を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消)

- 第9条 市長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の 交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 本要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 提出する書類等に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関し不正な行為があったと市長が認めたとき。
 - (4) 助成対象事業者の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が含まれているとき。
 - (5) 助成対象事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第 2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、豊橋市路線バス事業者感染症対策助成金交付決定取消通知書(様式第3)により、当該助成対象事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 助成対象事業者は、当該助成に係る事業の経理に係る書類等を、当該助成 金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月16日から施行する。

附 則

令和3年度の補助金においては、第7条のうち「12月末日」は「3月末日」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。